

マイナンバーの通知が届きます（関川）

マイナンバーに関する事業所の対応について簡単にですが解説させていただきます。

1. 個人番号と法人番号

「個人番号」は、12桁の番号で、住民票を有している国民全員に1人に1つ指定されます。また、「法人番号」は、13桁の番号で、国税庁から登記上の所在地に通知されます。

2. 事業所の対応

事業所は、従業員の健康保険・厚生年金の加入手続き、給与の源泉徴収票の作成などを行います。また、弁護士や司法書士への報酬を支払う際に、税金を源泉徴収して、支払調書を作成する場合があります。

平成28年1月以降は、このような手続きを行うために、個人番号や法人番号の提供を受ける必要があります。特に、個人の場合は「番号確認」と「身元確認」を行う必要がありますので注意しなければなりません。

3. 本人確認の方法

「個人番号カード」を持っている場合には、このカードのみで番号確認と身元確認が完了します。個人番号カードを持っていない場合には、「通知カード」で番号確認を行い、身元確認は「運転免許証」や「パスポート」等で行うことになります。

※通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードのことです。平成27年10月以降に、市区町村から住民票の住所に送付されてきます。

※個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請して、通知カードと引き換えに発行されるカードのことです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載され、本人の写が表示されます。

所得拡大促進税制とは（森本）

所得拡大促進税制を簡単に説明しますと、法人が給与等支給額を増加させた場合、増加額の10%を法人税から税額控除できる制度です。（～平成30年3月31日までに開始する各事業年度）

※税額控除額の上限は、法人税額の10%（中小企業者等は20%）までです。

ただし、下記の要件等を満たす必要があります。

◆要件1 「雇用者給与等支給額が基準事業年度より一定割合以上増加している。」

※「雇用者給与等支給額」とは、役員等を除いた全ての国内雇用者に対する給与等の支給額。

※「一定割合」・・・平成27年4月1日より前に開始する事業年度：2%

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度：3%

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度：5%

◆要件2 「適用年度の雇用者給与等支給額は前事業年度以上である。」

◆要件3 「平均給与等支給額が、前事業年度を上回っている。」

※「平均給与等支給額」とは、継続雇用者に対する給与等の支給額を当該継続雇用者の月ごとの延べ人数の合計で割った金額。（「継続雇用者」にはいくつか細かい定義がありますので、ご注意ください。）

◆各年度の意義

・「適用年度」とは、実際に税制の適用を検討している事業年度。

・「基準事業年度」とは、平成25年4月1日以後に開始する最も古い事業年度の直前の事業年度。

・「前事業年度」とは、適用年度開始の日の前日を含む事業年度。